

(案)

オホーツク地方一級河川ダム洪水調節機能協議会 規約

(設置)

第1条 河川法(昭和39年法律第167号)第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「オホーツク地方一級河川ダム洪水調節機能協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者の密接な連携の下、事前放流の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

(協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、網走川水系治水協定における古梅ダム、常呂川水系治水協定における鹿ノ子ダム、富里ダム、協栄ダム、湧別川水系治水協定における武利ダムを対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表の職にある者をもって構成する。

2 協議会に会長を置き、会長は網走開発建設部長とする。

3 会長は、協議会の事務を統括する。

4 協議会は、必要に応じて別表の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 事前放流を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結される治水協定の締結や見直しに必要な協議。

二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。

三 事前放流の実施に必要なダム操作の操作規程等への反映に必要な協議。

四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。

五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議に必要な協議。

六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(案)

る。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、網走開発建設部治水課に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

この規約は、令和3年9月27日から施行する。

(案)

別表

河川管理者 (第 51 条の 2 第 2 項第 1 号関係)

国土交通省北海道開発局網走開発建設部長 (国土交通大臣：鹿ノ子ダム)

利水ダム等に係る水利使用に関し許可を受けた者 (第 51 条の 2 第 2 項第 2 号関係)

国土交通省北海道開発局網走開発建設部長 (農林水産大臣：古梅ダム、富里ダム)

北見市長 (協栄ダム)

北見市公営企業管理者、訓子府町長、置戸町長 (鹿ノ子ダム使用権者)

北海道電力株式会社 水力部長 (武利ダム)

関係都道府県知事 (第 51 条の 2 第 2 項第 3 号関係)

北海道 オホーツク総合振興局長

関係市町村長 (第 51 条の 2 第 2 項第 4 号関係)

網走市長、美幌町長、大空町長 (網走川水系)

北見市長、訓子府町長、置戸町長 (常呂川水系)

遠軽町長、湧別町長 (湧別川水系)

その他の河川管理者が必要と認める者 (第 51 条の 2 第 2 項第 4 号関係)

オホーツク東部広域農業水利管理協議会 (古梅ダム管理者：美幌町長、大空町長)

北見土地改良区理事長、訓子府土地改良区理事長 (常呂川水系利水関係者)

全国内水面漁業協同組合、北見管内さけ・ます増殖事業協会 (漁業協同組合関係)

※下線付きは治水協定の締結者